

青森港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

令和6年12月

青森港港湾管理者

青 森 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成13年 9月 青森県地方港湾審議会
- ・平成13年11月 交通政策審議会 第2回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成19年 2月 青森県地方港湾審議会
- ・平成19年 9月 青森県地方港湾審議会
- ・平成26年 9月 青森県地方港湾審議会
- ・平成26年12月 青森県地方港湾審議会
- ・平成29年 9月 青森県地方港湾審議会
- ・平成29年11月 交通政策審議会 第69回港湾分科会
- ・令和5年 9月 青森県地方港湾審議会
- ・令和5年 10月 交通政策審議会 第90回港湾分科会

の議を経た青森港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
港湾の環境の整備及び保全	3
1 港湾環境整備施設計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
1 土地利用計画	4

変更理由

外内貿貨物の取り扱いにおける利便性を高めるため、本港地区において、公共埠頭計画、港湾環境整備施設計画、土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

外内貿貨物の取り扱いにおける利便性を高めるため、公共埠頭を次のとおり計画する。

本港地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 154 m [既設]

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 179 m [既設]

埠頭用地 1 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

既設

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 154 m

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 179 m

埠頭用地 1 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

公共埠頭計画に対応し、緑地を次のとおり計画する。

本港地区 緑地 3 h a [既設の変更計画]

既設
本港地区 緑地 3 h a

土地造成及び土地利用計画

公共埠頭計画の変更に伴い、土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

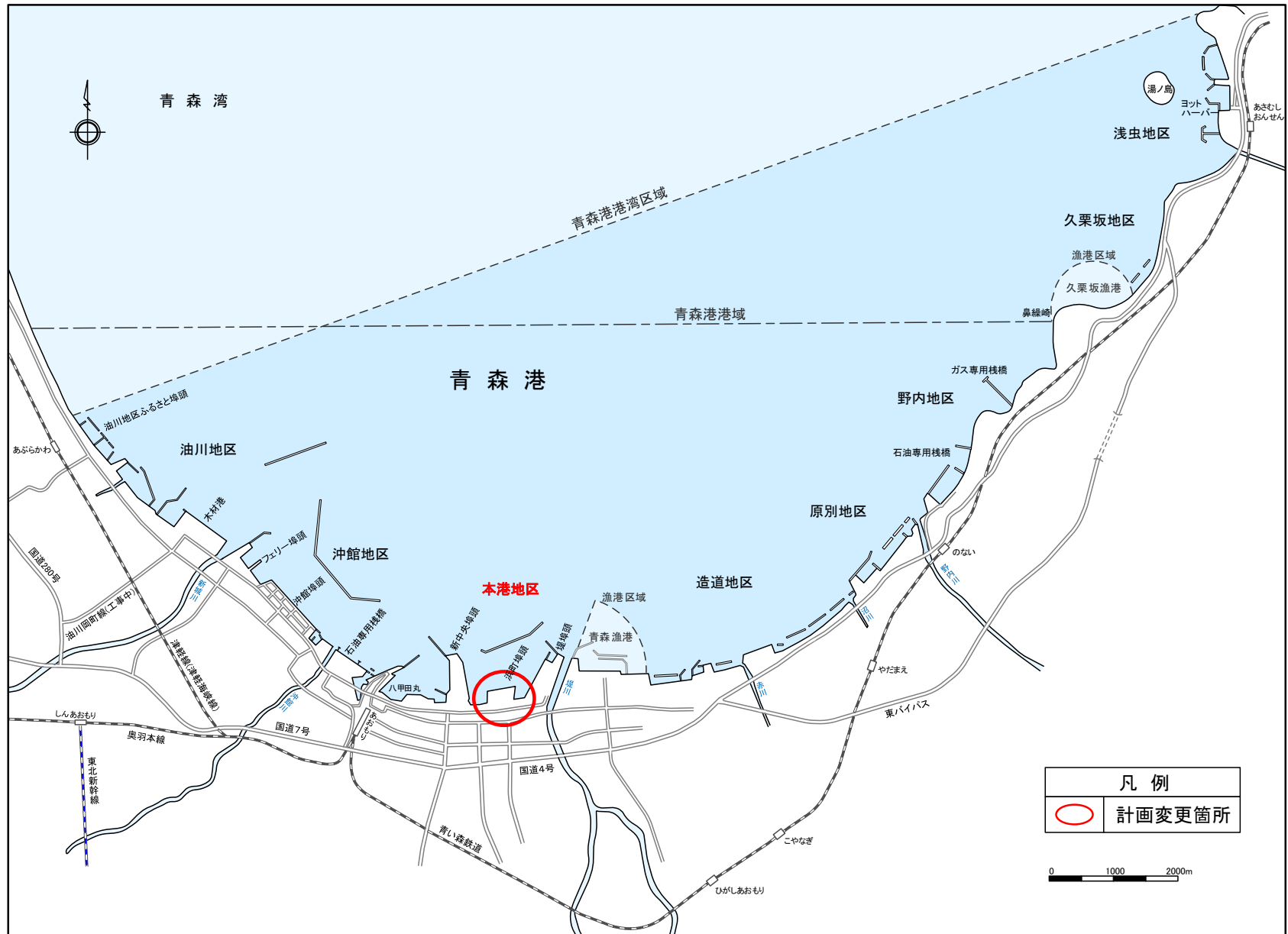
単位：ha


地区名 埠頭名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
本港地区	(11) 11	(7) 7	(18) 18	(15) 15	(21) 21	(72) 72

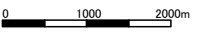
注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る土地利用区分のみ記述した。

注3) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。



凡例	
	計画変更箇所



青森港港湾計画図

